

大月市猫の不妊・去勢手術費補助事業につきまして

趣旨

猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全するため、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫へ不妊手術又は去勢手術を受けようとする者に対して、予算の範囲内においてその一部を補助します。

対象者

- ・本市に住所を有する者、又は本市内にて活動を行う者
- ・本市内で猫を飼育・管理する者、又は本市内に生息する猫の無秩序な繁殖の抑制を希望する者

補助金額 猫1匹につき手術に要する額。

(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

飼い猫	不妊手術1件につき15,000円を上限。
	去勢手術1件につき10,000円を上限。
飼い主のいない猫	不妊手術1件につき16,000円を上限。
	去勢手術1件につき11,000円を上限。

申請期間 令和4年7月1日 ~ 令和5年1月25日

【 ご注意ください 】

飼い主のいない猫につきましては、耳カットが必須となります。

本事業は、不妊・去勢手術費用を対象としています。

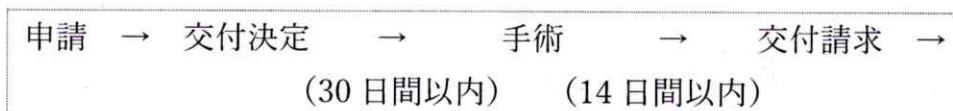
麻酔拮抗薬代は対象となりますが、ワクチン接種費用・駆虫費用など手術費以外は対象となりません。

交付請求の際に、領収書の原本添付が要件となります。お手数ですが領収書発行の際には内訳のわかる表示若しくは内訳書の発行をお願いいたします。

下記のとおり交付決定から手術まで30日間以内、手術から交付請求まで14日間以内となっております。

事前申請となりますので、申請時に市役所担当にて説明を行いますが、手術日程等の調整にご協力をお願いいたします。

手続等の流れ



《問合せ先》

大月市市民生活部 市民課生活環境担当 TEL: 0554-23-8023